



2019年4月19日

「働き方改革」に伴う郊外店一斉休業のお知らせ**年間5日間の定休日を設定**

「ニッポンの美味しさ・楽しさを提供する企業グループ」を目指す、JBイレブングループでは、2019年4月1日より施行された「働き方改革関連法」等に伴い、店舗の定休日を年間5日間設定し、従業員の労働環境をより一層改善するとともに、有給休暇取得も推進します。

JBイレブングループ社員の働きやすい環境への改善を進め、従業員満足度・お客様満足度の向上に努めて参りますので、ご理解の程お願い申し上げます。

記

- 休業日
- ① 2019年5月13日（月）「13・14日は連休」
 - ② 2019年5月14日（火）
 - ③ 2019年12月24日（火）「クリスマスイブ」
 - ④ 2020年1月1日（水）「元旦」
 - ⑤ 2020年2月3日（月）「節分」

対象店舗 直営郊外店舗42店舗にて実施

なお、フランチャイジーとして運営するコメダ珈琲店、およびショッピングセンター内の店舗等、上記と同日の定休日設定ができない店舗に関しては、他日程に振り替えることで、同程度の労働環境改善を実現します。

以上

本件に関する問い合わせ先

株式会社JBイレブン 総務部長 黒田博司

住所 名古屋市緑区桶狭間切戸2217 番地

電話番号 052-629-1100